

お試し住居利用に係る注意事項

- 1 当該施設の鍵の管理及び施設の施錠等は適正に実施し、貴重品等は自らの責任において管理し、利用期間終了後は、直ちに当該施設の鍵は返却してください。
また、鍵を紛失した場合、建物や備品等を破損した場合は速やかに茨城町にその旨を報告してください。
- 2 自らの故意若しくは過失によりお試し住居を損傷し、又は滅失した時は、自らの責任において賠償してください。
- 3 退去する際は、室内を清掃し、入居前と同様の状態にしてください。
- 4 以下の事を順守できない場合は、退去をお願いします。
 - (1)移住希望者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする者が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有していない者であること。
 - (2)外出及び就寝するときに施錠する等お試し住宅を善良に管理すること。
 - (3)室内での禁煙、火気の取り扱いに注意するとともに、寒冷時には水道の凍結防止に配慮すること。
 - (4)備え付けの備品及び什器類を適切に取り扱うこと。
 - (5)電気、水道などは節度ある利用に勤め、草刈り、清掃等お試し住宅を適正に管理すること。
 - (6)ごみは、町内指定のごみ袋に入れ、決められたルールに従い排出すること。
 - (7)前各号に掲げるもののほか、お試し住宅の利用に関し、町長が必要と認めること。
- 5 以下に掲げる行為はしないで下さい。但し、町長が特別の理由があると認める時は除きます。
 - (1)お試し住宅利用承諾通知において許可した利用者以外の者を同居させること。
 - (2)物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為を行う会場として使用すること。
 - (3)興業の用に供するために使用すること。
 - (4)展示会その他これに類する催しを開催すること。
 - (5)宗教の普及、勧誘、儀式その他これらに類する行為を行う会場として使用すること。
 - (6)騒音など、近隣の住民に迷惑を及ぼす行為を行うこと。
 - (7)全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
 - (8)犬、猫その他の動物を飼育すること。

(9)前各号に掲げるもののほか、お試し住宅の利用にふさわしくない行為を行うこと。

6 その他

(1) 寝具については、持参かレンタル等によりご用意ください（レンタル先をご紹介しますのでご相談ください）。

【問合せ先】

茨城町役場 企画政策課 住所 茨城県東茨城郡茨城町小堤 1080

電話 029-215-8003（直通）